

西宮市路線バス停留所及びタクシー乗降場に係る上屋及びベンチ整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市内路線バス停留所及びタクシー乗降場に係る上屋及びベンチの整備を促進し、市民交通の利便性の向上を図るため、その整備を行う者に対し、西宮市路線バス停留所及びタクシー乗降場に係る上屋及びベンチ整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、西宮市補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 西宮市内においてバス路線を運行する路線バス事業者
- (2) 一般社団法人兵庫県タクシー協会（以下「タクシー協会」という。）
- (3) タクシー協会の会員であり、西宮市内に営業所を有するタクシー事業者

(補助対象施設)

第4条 補助金の交付対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、西宮市内の路線バス停留所及び鉄道駅前に設置されたタクシー乗降場に係る上屋、ベンチ及びそれらの付帯施設であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が補助対象施設の設置又は改修について市長と事前協議を行い、市長が必要があると認めたもの。
- (2) 管理及び維持補修について、補助対象者が責任をもって行うもの。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象者が実施した補助対象施設の設置又は改修に係る経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内とし、別表によるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第7条に定める補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付のうえ市長に提出しなければならない。

- (1) 事業概要書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象施設を設置する箇所の位置図
- (4) 実施設計書および図面
- (5) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日から実施する。

別表（第6条関係）

補助対象施設	補助金の額
上屋及びその付帯施設	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満は切り捨てた額）又は65万円のいずれか低い額
ベンチ及びその付帯施設	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（千円未満は切り捨てた額）又は15万円のいずれか低い額